

令和3年度新規事業計画（案）について

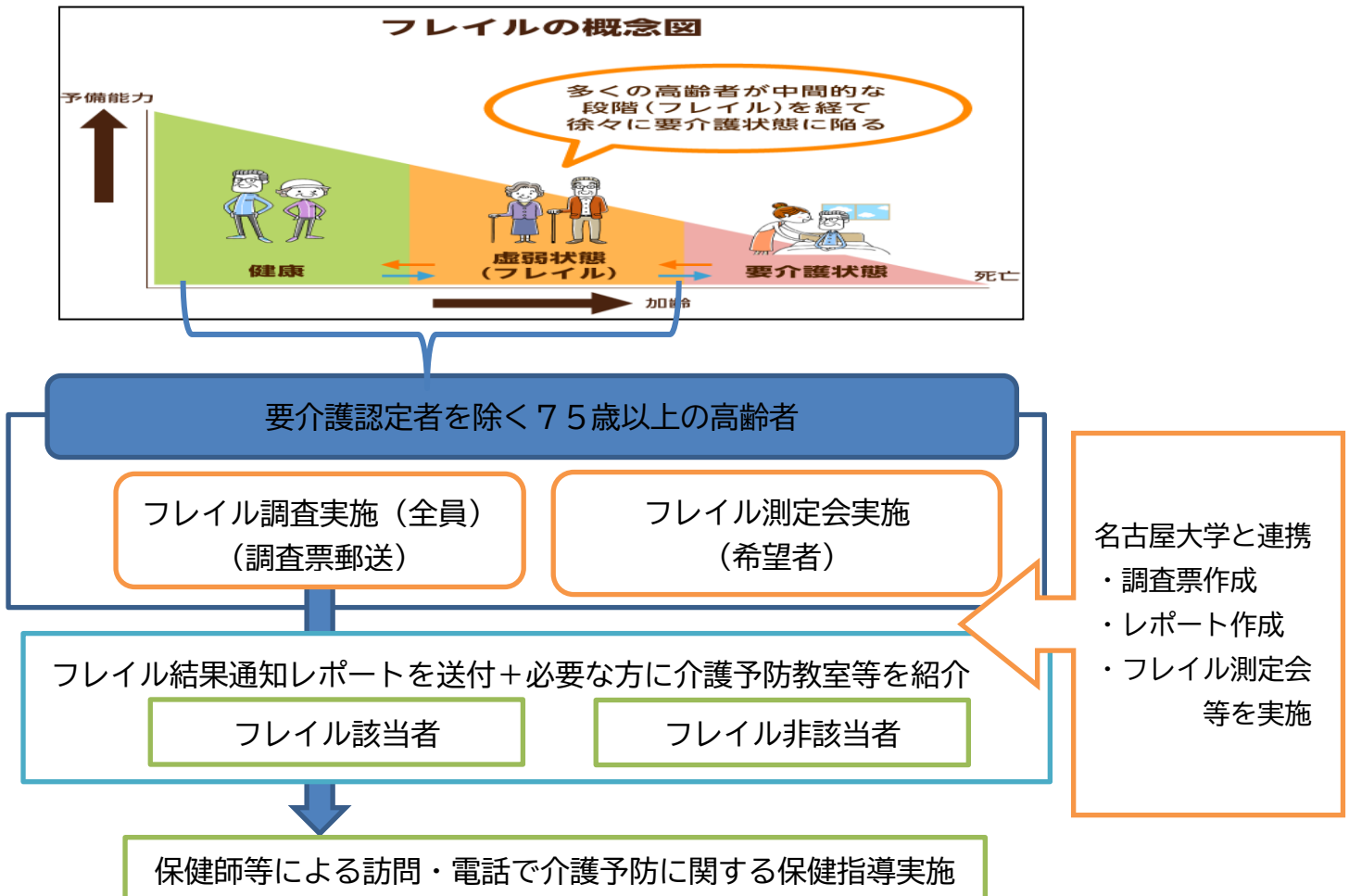
資料1の課題に対し、以下とおり新規事業を実施します。

1. 介護予防事業

(1) フレイル予防事業（名古屋大学連携事業）

後期高齢期（75歳以上）になるとフレイルが顕著に進行することが示されているため、後期高齢者を対象に重点的なフレイル予防・改善を図るため以下を実施する。

- ①フレイルチェック調査（生活状況、見守りの必要性の調査も含む）を実施
- ②返信者にはフレイルチェック結果を送信
- ③フレイル該当者には個別支援を実施
- ④フレイル予防を普及するため、体力等の測定会イベントを実施



(2) ウォーキングマップ作成

高齢者の介護予防を図るため、コロナ禍においても高齢者が継続して運動に取り組める環境づくりが必要である。その方法として、習慣化しやすいウォーキングに注目し、ウォーキングを促す媒体として町内のウォーキングマップを作成する。マップの作成は町制50周年事業に位置づけ、ウォーキングコースの他、文化財・お地蔵様・住民から募集する名所写真の紹介などを掲載し、町の魅力に触れながら健康づくりができるようにする。

作成後はウォーキングイベントなどへの展開を図り、多世代交流を図りながら町の歴史や文化の継承を図る。

【ウォーキングマップ掲載内容】

内容	ねらい
散歩スポットや文化財等を巡るウォーキングコース	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の知らない町の魅力再発見につながり外出意欲の向上を図る ・マップ作成後はウォーキングイベントへの発展や、各地域の活動の継続につなげる ・町の魅力を再発見し、歴史や文化の継承ができる
季節ごとの名所や休憩スポット等の場所・写真	
文化財・お地蔵様の写真・場所・説明	

【参考 マップの掲載内容イメージ (案)】



新たなコースを作成しコースの距離、平均徒歩時間、消費カロリーなどを掲載

平成22年保健センター作成
「とよやま健康の道 ウォーキングマップ」

続
+



イラストの他に、マップ外に文化財の写真・説明文を掲載

豊山町文化財研究会作成「文化財マップ」

町内のお地蔵様、弘法様、観音様の場所の印をマップ上に記載し、マップ外に名称・写真・説明文を掲載

住民から募集した季節ごとの名所や休憩スポットなどの場所の印をマップ上に記載し、マップ外に写真や説明文を掲載

(3) 成年後見制度利用促進に関する事業

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などのため判断能力が不十分な人の財産や権利を護り支援していく制度であり、当事者及び支援者等の必要な人が成年後見制度を適切に利用できるように、令和3年度より成年後見制度利用促進計画を制定し、以下のとおり事業を実施する。

①地域連携ネットワーク整備

成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、保健、医療、福祉だけでなく司法等を含めた体制づくりを進める。

【地域連携ネットワークの役割】

権利擁護支援が必要な人の発見と早期の段階からの相談・対応	地域において、成年後見制度をはじめ権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。早期の段階から、成年後見制度の利用について住民が相談できるように相談窓口を整備する。
後見人等を含めた「チーム」による本人の見守り	本人を支援する支援者がチームとなり本人の生活を支援する体制を整備する。
「協議会」等によるチームの支援	個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において法律、福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。

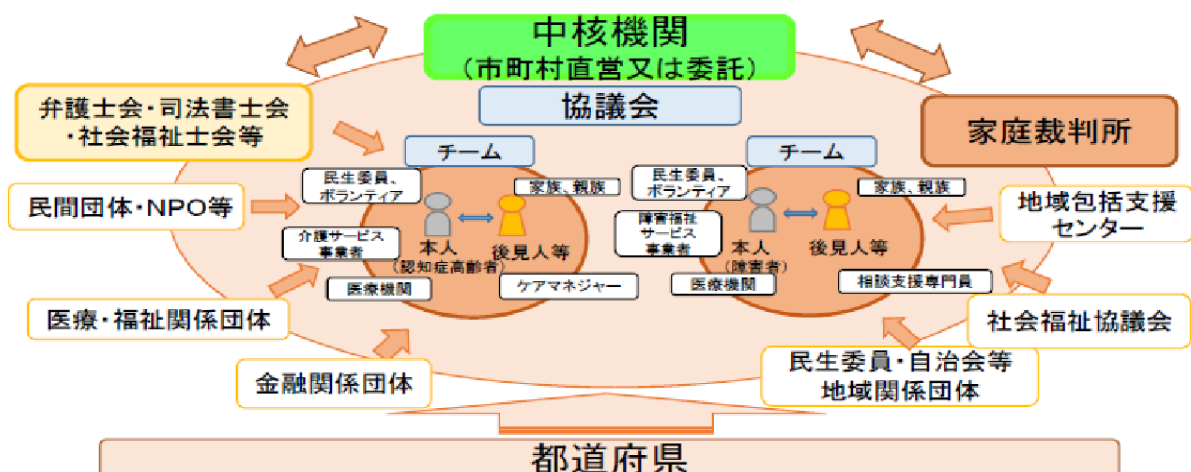
【地域連携ネットワークイメージ 出典：中核機関等の整備の促進について（厚生労働省）】

地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備について

●実務的には、協議会の設置と、地域連携ネットワークの中核となる機関の指定等

“権利擁護のセーフティネット”

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
 ※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

②成年後見センター設置

権利擁護支援のためのネットワークづくりの中核を担い、成年後見制度普及啓発、相談対応を行う成年後見センター（中核機関）を設置する。

機能	成年後見制度への正しい理解を広め、同制度の利用についての相談対応を行う。特に、成年後見制度の利用支援が必要であるにも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、町長申立てにつなげ、同制度利用以外にも必要な支援があれば、関係機関につなぐなどの対応支援を行い、必要な人が同制度を適切に利用できる体制づくりを行う。
設置場所	豊山町社会福祉協議会
方法	委託
事業開始	令和3年4月